

改正

昭和54年12月24日いわき市規則第35号

昭和62年10月23日いわき市規則第39号

平成元年 3月31日いわき市規則第17号

平成 5年 3月29日いわき市規則第 6号

平成 7年 3月28日いわき市規則第10号

平成 7年 3月31日いわき市規則第28号

平成 9年 3月31日いわき市規則第17号

平成12年 3月31日いわき市規則第28号

平成13年 3月 6日いわき市規則第18号

平成13年 6月29日いわき市規則第55号

平成17年 3月 4日いわき市規則第 3号

平成17年 3月31日いわき市規則第28号

平成18年 3月 9日いわき市規則第 3号

平成18年 6月28日いわき市規則第43号

平成20年 3月31日いわき市規則第22号

平成21年 1月 6日いわき市規則第 1号

平成24年12月27日いわき市規則第70号

平成25年12月26日いわき市規則第51号

平成26年 3月31日いわき市規則第12号

平成28年 1月 4日いわき市規則第 1号

平成28年 3月31日いわき市規則第19号

平成29年 1月 4日いわき市規則第 1号

令和元年 7月 8日いわき市規則第10号

令和 2年 3月31日いわき市規則第23号

令和 3年 8月12日いわき市規則第45号

いわき市中央卸売市場業務条例施行規則

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第4条の2—第17条）

第2節 仲卸業者（第18条—第27条）

第3節 売買参加者（第28条—第32条）

第4節 関連事業者（第33条—第36条）

第3章 市場の業務の方法（第37条—第41条）

第3章の2 取引参加者の市場における遵守事項（第42条—第77条）

第4章 市場施設の使用（第78条—第92条）

第5章 削除

第6章 市場運営協議会（第94条—第97条）

第6章の2 市場取引委員会（第97条の2—第97条の5）

第7章 雑則（第98条—第106条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、いわき市中央卸売市場業務条例（昭和52年いわき市条例第52号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（取扱品目に係るその他の食料品）

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定めるその他の食料品は、別表第1に掲げるとおりとする。

（販売開始時刻等）

第4条 条例第5条第2項に規定する卸売業者の販売開始時刻及び販売終了時刻は、取扱品目の部類ごとに、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長は必要があると認めたときは、これを変更することができる。

部類	区分		時刻
青果部	販売開始時刻	せり売又は入札の方法	午前7時

		相対取引	午前4時
	販売終了時刻		午後3時
水産物部	販売開始時刻	せり売又は入札の方法	午前6時
		相対取引	午前4時
	販売終了時刻		午後3時

2 卸売業者の販売開始時刻は、電鈴又は振鈴をもつて知らせるものとする。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

(卸売業務の許可の申請)

**第4条の2** 条例第6条の2第3項の申請書は、卸売業務許可申請書(第1号様式。以下この条及び次条において「申請書」という。)によるものとする。

2 条例第6条の2第3項の申請者(次項及び次条において「申請者」という。)が法人であるときは、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 貸借対照表及び損益計算書

(4) 業務を執行する役員の履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真(申請前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのものをいう。以下同じ。)2枚

(5) 事業計画書

(6) 業務を執行する役員が、条例第6条の2第4項第2号、第5号及び第6号に規定する者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 申請者が個人であるときは、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真2枚

(2) 資産調書

(3) 事業計画書

(4) 条例第6条の2第4項第2号、第5号及び第6号に規定する者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可証の交付)

**第4条の3** 市長は、申請書の提出があつた場合において、卸売の業務を許可したときは、申請者に対し卸売業務許可証（第1号様式の2）を交付する。

(誓約書の提出)

**第5条** 卸売業者は、卸売の業務の許可を受けたときは、速やかに誓約書（第1号様式の3）を市長に提出しなければならない。

(保証金の額)

**第6条** 条例第8条第1項の保証金の額は、次に掲げるとおりとする。

部類	年間卸売金額	保証金の額	備考
青果部 水産物部	50億円未満	200万円	年間卸売金額は、前事業年度（4月から翌年3月まで）により算定するものとする。
	50億円以上75億円未満	300万円	
	75億円以上100億円未満	400万円	
	100億円以上150億円未満	600万円	
	150億円以上200億円未満	800万円	
	200億円以上	1,000万円	

2 条例第8条第2項第4号に規定する規則で定める有価証券は、次の各号に掲げる債券とする。

- (1) 割引農林債券
- (2) 割引商工債券
- (3) 割引興業債券
- (4) 長期信用債券
- (5) 割引日本不動産債券
- (6) 市長が確実であると認める社債券

3 条例第8条第3項に規定する規則で定める有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第8条第2項第1号及び第2号に掲げる有価証券は、その額面金額に相当する額
- (2) 条例第8条第2項第3号に掲げる有価証券は、その額面金額の100分の90に相当する額
- (3) 前項各号に掲げる有価証券は、時価の100分の80に相当する額又は額面金額の100分の80に相当する額のいずれか低い方の額

4 記名債券を保証金に充てる場合においては、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。

5 登録社債等を保証金に充てる場合においては、社債等登録法（昭和17年法律第11号）により登録させなければならない。

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請）

**第6条の2** 条例第11条の3第3項の申請書は、事業の譲渡し及び譲受けに係る申請にあつては卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書（第1号様式の4）に、卸売業者である法人の合併に係る申請にあつては卸売業者の合併認可申請書（第1号様式の5）に、卸売業者である法人の分割に係る申請にあつては卸売業者の分割認可申請書（第1号様式の6）によるものとする。

2 第4条の2第2項及び第3項の規定は、前項の卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第2項中「条例第6条の2第3項の申請者（次項及び次条）」とあるのは「条例第11条の3第1項の認可を受けようとする者（次項）」と、「次に掲げる書類」とあるのは「譲受人の次に掲げる書類及び譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、同条第3項中「次に掲げる書類」とあるのは「譲受人の次に掲げる書類及び譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と読み替えるものとする。

3 第4条の2第2項の規定は、第1項の卸売業者の合併認可申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第2項中「条例第6条の2第3項の申請者（次項及び次条において「申請者」という。）が法人であるとき」とあるのは「条例第11条の3第2項の合併の認可を受けようとする者」と、「次に掲げる書類」とあるのは「合併後存続する法人又は合併により設立される法人の次に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し」と読み替えるものとする。

4 第4条の2第2項の規定は、第1項の卸売業者の分割認可申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第2項中「条例第6条の2第3項の申請者（次項及び次条において「申請者」という。）が法人であるとき」とあるのは「条例第11条の3第2項の分割の認可を受けようとする者」と、「次に掲げる書類」とあるのは「分割により卸売の業務を承継する法人の次に掲げる書類及び分割に係る計画書又は契約書の写し」と読み替えるものとする。

5 市長は、第1項の卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書、卸売業者の合併認可申請書又は卸売業者の分割認可申請書の提出があつた場合において、それぞれ卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け、卸売業者の合併又は卸売業者の分割を認可したときは、当該認可を受けた者に対し、それぞれ卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可書（第1号様式の7）、卸売業者の合併認可書（第1号様式の8）又は卸売業者の分割認可書（第1号様式の9）を交付する。

(卸売業務の相続の認可の申請)

**第6条の3** 条例第11条の4第4項の申請書は、卸売業務相続認可申請書(第1号様式の10)によるものとする。

2 第4条の2第3項の規定は、前項の卸売業務相続認可申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第3項中「申請者が個人であるとき」とあるのは、「条例第11条の4第1項の認可を受けようとする者」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の卸売業務相続認可申請書の提出があつた場合において、卸売の業務の相続の認可をしたときは、当該認可を受けた者に対し卸売業務相続認可書(第1号様式の11)を交付する。

(せり人の登録の申請)

**第7条** 条例第12条第2項の申請書は、せり人登録申請書(第2号様式。次項において「申請書」という。)によるものとする。

2 条例第12条第1項の登録を受けようとする卸売業者(次項において「申請者」という。)は、申請書にせり人の登録を受けようとする者の次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 住民票の写し又はこれに代わる書面

(3) 条例第12条第4項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(4) 写真2枚

3 市長は、条例第12条第3項の規定によりせり人の登録をしたときは、せり人登録簿に次に掲げる事項を記載し、せり人登録通知書(第3号様式)により申請者に通知するとともに、登録を受けたせり人に対し、せり人登録証(第4号様式)及びせり人記章(第5号様式)を交付するものとする。

(1) 取扱品目の部類名

(2) 卸売業者名

(3) せり人の氏名及び住所

(4) 登録年月日

(5) 登録番号

(せり人の試験)

**第8条** 条例第12条第5項(条例第13条第3項において準用する場合を含む。)の試験は、せり人の業務を行うために必要な実務上の知識について、筆記又は口述の方法によるものとする。

(せり人の登録の更新の申請)

**第9条** 条例第13条第2項の申請書は、せり人登録更新申請書（第6号様式。次項において「申請書」という。）によるものとする。

2 条例第13条第1項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、申請書にせり人の登録の更新を受けようとする者の次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又はこれに代わる書面

(2) 写真2枚

(せり人の氏名等の変更等の届出)

**第10条** 卸売業者は、せり人の氏名若しくは住所に変更があつたとき、又はせり人が条例第12条第4項第1号、第2号、第5号若しくは第6号に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(せり人の登録の消除の申請)

**第11条** 卸売業者は、せり人について条例第12条第1項の登録を消除しようとするときは、その旨を市長に申請しなければならない。

(せり人登録証等の再交付等)

**第12条** せり人は、せり人登録証又はせり人記章を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。この場合において、せり人は、その実費を負担しなければならない。

2 せり人は、条例第15条第1項の規定によりその登録を消除されたときは、直ちにせり人記章を市長に返還しなければならない。

(定款変更等の届出)

**第13条** 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その事項について市長に届け出なければならない。

(1) 定款を変更したとき。

(2) 総会及び取締役会の決議があつたとき。

(3) 資本金又は出資の額に変更があつたとき。

(4) 役員に変更があつたとき。

(記章等の着用)

**第14条** 卸売業者は、卸売場内においては、その業務を執行する役員及び使用人に当該卸売業者が定めた記章及び帽子（次項において「記章等」という。）を着用させなければならない。

2 卸売業者は、記章等を定めたとき、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出な

ればならない。

## 第15条 削除

(届出事項)

**第16条** 卸売業者は、条例第6条の2第4項第1号、第2号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 卸売業者又はその清算人若しくは代理人は、卸売業者（法人である場合にあつては、その業務を執行する役員を含む。）が起訴されたとき、又はその職務若しくは業務に関して訴訟の当事者となつたとき、若しくはその判決があつたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

## 第17条 削除

### 第2節 仲卸業者

(仲卸業務の許可の申請)

**第18条** 条例第18条第3項の申請書は、仲卸業務許可申請書（第10号様式。以下この条及び次条において「申請書」という。）によるものとする。

2 条例第18条第3項の申請者（次項及び次条において「申請者」という。）が法人であるときは、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 業務を執行する役員の履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真2枚
- (5) 事業計画書
- (6) 業務を執行する役員が、条例第18条第4項第2号、第5号及び第6号に規定する者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 申請者が個人であるときは、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真2枚
- (2) 資産調書
- (3) 事業計画書
- (4) 申請者が条例第18条第4項第2号、第5号及び第6号に規定する者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類



(許可証の交付)

**第19条** 市長は、申請書の提出があつた場合において、仲卸しの業務を許可したときは、申請者に対し仲卸業務許可証（第11号様式）を交付する。

(保証金の額)

**第20条** 条例第20条第1項の保証金の額は、取扱品目の部類ごとに20万円とする。

(仲卸業者章の交付)

**第21条** 市長は、仲卸業者が前条の保証金を預託したときは、仲卸業者章（第12号様式）を交付する。

2 仲卸業者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の仲卸業者章を付けた帽子を着用しなければならない。

(仲卸補助者の承認等)

**第22条** 仲卸業者は、卸売業者が行う卸売に参加させる者（以下「仲卸補助者」という。）について市長の承認を受けなければならない。

2 仲卸業者は、前項の承認を受けようとするときは、仲卸補助者承認申請書（第13号様式）に仲卸補助者の履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真2枚を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の仲卸補助者承認申請書の提出があつた場合において、第1項の承認をしたときは、仲卸補助者に対し仲卸補助章（第14号様式）を交付する。

4 仲卸補助者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の仲卸補助章を付けた帽子を着用しなければならない。

(仲卸業者章等の再交付)

**第22条の2** 仲卸業者は、第21条第1項の仲卸業者章又は前条第3項の仲卸補助章を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。この場合において、仲卸業者は、その実費を負担しなければならない。

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の申請)

**第23条** 条例第22条において準用する条例第11条の3第3項の申請書は、事業の譲渡し及び譲受けに係る申請にあつては仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書（第15号様式）に、仲卸業者である法人の合併に係る申請にあつては仲卸業者の合併認可申請書（第16号様式）に、仲卸業者である法人の分割に係る申請にあつては仲卸業者の分割認可申請書（第16号様式の2）によるものとする。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、前項の仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書の添付

書類について準用する。この場合において、同条第2項中「条例第18条第3項の申請者（次項）」とあるのは「条例第22条において準用する条例第11条の3第1項の認可を受けようとする者（次項）」と、「次に掲げる書類」とあるのは「譲受人の次に掲げる書類及び譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、同条第3項中「次に掲げる書類」とあるのは「譲受人の次に掲げる書類及び譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と読み替えるものとする。

- 3 第18条第2項の規定は、第1項の仲卸業者の合併認可申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第2項中「条例第18条第3項の申請者（次項及び次条において「申請者」という。）が法人であるとき」とあるのは「条例第22条において準用する条例第11条の3第2項の合併の認可を受けようとする者」と、「次に掲げる書類」とあるのは「合併後存続する法人又は合併により設立される法人の次に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し」と読み替えるものとする。
- 4 第18条第2項の規定は、第1項の仲卸業者の分割認可申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第2項中「条例第18条第3項の申請者（次項及び次条において「申請者」という。）が法人であるとき」とあるのは「条例第22条において準用する条例第11条の3第2項の分割の認可を受けようとする者」と、「次に掲げる書類」とあるのは「分割により仲卸しの業務を承継する法人の次に掲げる書類及び分割に係る計画書又は契約書の写し」と読み替えるものとする。
- 5 市長は、第1項の仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書、仲卸業者の合併認可申請書又は仲卸業者の分割認可申請書の提出があつた場合において、それぞれ仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け、仲卸業者の合併又は仲卸業者の分割を認可したときは、当該認可を受けた者に対しそれぞれに対し仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け認可書（第17号様式）、仲卸業者の合併認可書（第18号様式）又は仲卸業者の分割認可書（第18号様式の2）を交付する。

（相続の認可の申請）

**第24条** 条例第22条において準用する条例第11条の4第4項の申請書は、仲卸業務相続認可申請書（第19号様式）によるものとする。

- 2 第18条第3項の規定は、前項の仲卸業務相続認可申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第3項中「申請書が個人であるとき」とあるのは、「条例第22条において準用する条例第11条の4第1項の認可を受けようとする者」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、第1項の仲卸業務相続認可申請書の提出があつた場合において、仲卸しの業務の相続の認可をしたときは、当該認可を受けた者に対し仲卸業務相続認可書（第20号様式）を交付する。

**第25条** 削除

（届出事項）

**第26条** 仲卸業者は、条例第18条第4項第1号、第2号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(準用)

**第27条** 第5条、第6条第2項から第5項まで、第13条及び第16条第2項の規定は、仲卸業者について準用する。

### 第3節 売買参加者

(売買参加者の承認の申請)

**第28条** 条例第26条第3項の申請書は、売買参加者承認申請書(第23号様式。以下この条及び次条において「申請書」という。)によるものとする。

2 条例第26条第3項の申請者(次項及び次条において「申請者」という。)が法人であるときは、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 代表者の履歴書及び市町村長の発行する身分証明書
- (5) 常時売買に参加する者の履歴書、住民票の写し、当該法人の役員又は使用人であることを証する書面及び写真2枚
- (6) 申請者が条例第26条第4項第4号及び第5号に規定する者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 申請者が個人であるときは、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真2枚
  - (2) 申請者が条例第26条第4項第4号及び第5号に規定する者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (承認証等の交付)

**第29条** 市長は、申請書の提出があつた場合において、売買参加者の承認をしたときは、申請者に対し売買参加者承認証(第24号様式)及び売買参加章(第25号様式)を交付する。

2 売買参加者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の売買参加章を付けた帽子を着用しなければならない。

(売買参加補助者の承認等)

**第30条** 売買参加者は、卸売業者が行う卸売に参加させる者（以下「売買参加補助者」という。）について市長の承認を受けなければならない。

2 売買参加者は、前項の承認を受けようとするときは、売買参加補助者承認申請書（第26号様式）に売買参加補助者の履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真2枚を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の売買参加補助者承認申請書の提出があつた場合において、第1項の承認をしたときは、売買参加補助者に対し売買参加補助章（第27号様式）を交付する。

4 売買参加補助者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の売買参加補助章を付けた帽子を着用しなければならない。

(届出事項)

**第31条** 売買参加者は、条例第26条第4項第1号、第4号又は第5号に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(準用)

**第32条** 第5条及び第22条の2の規定は、売買参加者について準用する。この場合において、同条中「第21条第1項の仲卸業者章又は前条第3項の仲卸補助章」とあるのは、「第29条第1項の売買参加章又は第30条第3項の売買参加補助章」と読み替えるものとする。

#### 第4節 関連事業者

(関連事業者の業務)

**第33条** 条例第29条第1項第1号の規則で定める業務は、市場の取扱品目以外の食料品の卸売業、運送業、代金精算業その他市長が必要と認める業務とする。

2 前項に規定する市場の取扱品目以外の食料品の卸売業を営む店舗は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 瓶缶詰店
- (2) 漬物店
- (3) 菓子店
- (4) 肉乳製品店
- (5) 乾物店
- (6) 調味料店
- (7) 揚物店
- (8) 酒店

3 条例第29条第1項第2号の規則で定める業務は、雑貨販売業、包装用品販売業、金融業その他市長が必要と認める業務とする。

(関連事業者の許可の申請)

**第34条** 条例第29条第2項の申請書は、関連事業者許可申請書(第28号様式。以下この条及び次条において「申請書」という。)によるものとする。

2 条例第29条第1項の規定による許可を受けようとする者(次項及び第4項において「申請者」という。)が法人であるときは、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 業務を執行する役員の履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真2枚

(4) 直近2年間の事業実績(許可の対象業務に係るものに限る。)

(5) 業務を執行する役員が、条例第30条第2号及び第5号に規定する者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 申請者が個人であるときは、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真2枚

(2) 資産調書

(3) 直近2年間の事業実績(許可の対象業務に係るものに限る。)

(4) 条例第30条第2号及び第5号に規定する者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、申請書の提出があつた場合において、第1種関連事業又は第2種関連事業を許可したときは、申請者に対し関連事業者業務許可証(第29号様式)を交付する。

(保証金の額)

**第35条** 条例第31条第3項の保証金の額は、別表第2に定める市場の使用料(関連商品売場に係るものに限る。)の月額に110分の100を乗じて得た額の3倍とする。

(届出事項)

**第35条の2** 関連事業者は、条例第30条第1号、第2号又は第5号に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(準用)

**第36条** 第5条、第6条第2項から第5項まで、第13条及び第16条第2項の規定は、関連事業者につ

いて準用する。

### 第3章 市場の業務の方法

(卸売の数量等の報告)

**第37条** 条例第36条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 主要な品目の産地及び卸売予定数量並びに前日の主要な品目の卸売の数量及び価格
- (2) 主要な品目の産地並びに卸売の数量及び価格

2 前項第2号に掲げる事項の報告は、条例第44条に規定する売買取引の方法ごとに、価格を高値（最も高い価格をいう。以下同じ。）、中値（最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。以下同じ。）及び安値（中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格をいう。以下同じ。）に区分して行わなければならない。

3 条例第36条の規則で定める時刻は、第1項第1号に掲げる事項の報告にあつては第4条第1項に規定する相対取引に係る販売開始時刻の2時間前の時刻と、第1項第2号に掲げる事項の報告にあつては同条第1項に規定する卸売のための販売終了時刻の2時間後の時刻とする。

4 第1項第1号に掲げる事項の報告は卸売予定数量等報告書（第30号様式）により、同項第2号に掲げる事項の報告は主要品目卸売価格報告書（第31号様式）により行うものとする。

(市長による卸売の数量等の公表)

**第38条** 条例第37条の規則で定める事項は、前条第1項各号に掲げる事項とする。

2 市長は、条例第36条の規定による報告を受けたときは、速やかにその内容を公表するものとする。

(立入検査員証)

**第39条** 条例第39条第2項の証明書は、立入検査員証（第32号様式）によるものとする。

(売買取引の決済の方法)

**第40条** 条例第45条第1項の規則で定める支払期日は、次の各号に掲げる売買取引の場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 卸売業者が出荷者（委託者を除く。）から物品を買い受けた場合 当該物品を買い受けた日から起算して62日を経過する日
- (2) 仲卸業者又は売買参加者が卸売業者から物品の卸売を受けた場合 当該物品の卸売を受けた日から起算して10日を経過する日
- (3) 売買参加者又は買出人が仲卸業者から物品の販売を受けた場合 当該物品の販売を受けた日から起算して10日を経過する日

2 条例第45条第1項の規則で定める支払方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 現金払
- (2) 口座振込
- (3) 口座振替
- (4) 小切手の振出し
- (5) 手形の振出し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める方法  
(仕切り及び送金の期限等)

**第41条** 条例第46条の規則で定める日は、受託物品の卸売をした日から起算して62日を経過する日とする。

2 卸売業者は、条例第46条の規定により売買仕切書を委託者に送付したときは、その送付した日の属する年度から3年間その写しを保存しなければならない。

### 第3章の2 取引参加者の市場における遵守事項

(販売開始時刻前の卸売の禁止)

**第42条** 卸売業者は、販売開始時刻前に卸売をしてはならない。ただし、やむを得ない理由により販売開始時刻前に卸売をする場合は、販売開始時刻前の卸売許可申請書（第33号様式）を市長に提出しなければならない。

(受託物品の受領通知)

**第43条** 卸売業者は、受託物品を受領したときは、委託者に対して直ちにその物品の品名、数量、等級、品質及び受領日時を通知しなければならない。ただし、受領した日の翌日までに売買仕切書を送付するときは、この限りでない。

(受託物品の確認)

**第44条** 条例第49条第1項又は第2項の規定により検査員の確認を受けようとする卸売業者は、あらかじめ、受託物品異状確認申請書（第34号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による確認は、市場内の当該物品のある場所において卸売業者等立会いの上、当該物品の容器及び荷造りの状態、個数、内容、重量、鮮度並びに品質等について行うものとする。ただし、市場外にある受託物品の確認であつて、市場内において当該物品の確認を行うことが困難であると検査員が認めるときは、当該物品の異状の状態が確認できる写真等により行うものとする。

3 市長は、前項の規定による確認をしたときは、その確認事項に係る確認結果を明記した受託物品異状確認証（第35号様式）を卸売業者等に交付するものとする。

4 第2項の規定による確認を行う検査員は、検査員証（第36号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（異議の申立て）

**第45条** せり売又は入札に参加した者は、そのせり落とし又は落札の決定について異議があるときは、直ちにその旨を市長に申し立てなければならない。

2 市長は、前項の規定による異議の申立てについて、正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再度の入札を命ずることができる。

（卸売をした物品の相手方の明示）

**第46条** 条例第50条第1項の規定による措置は、卸売をした物品にその相手方の名称、品目、数量、等級、品質等について、直ちに明示することにより行うものとする。

（卸売物品の引取りを怠った場合）

**第47条** 条例第50条第3項の規定による卸売を受けた物品の引取りを怠つたと認められるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- （1）卸売業者が仲卸業者又は売買参加者に引取りを請求したにもかかわらず、仲卸業者又は売買参加者が正当な理由がなく、これを引き取らないとき。
- （2）仲卸業者又は売買参加者の所在が不明で、引取りの請求ができないとき。

（保管費用等の支払）

**第48条** 条例第50条第3項の規定による卸売業者の保管に要した費用は、仲卸業者又は売買参加者が卸売を受けた物品を引き取つたときに支払わなければならない。

2 条例第50条第4項に規定する差額は、卸売を受けた物品の引取りを怠つた仲卸業者又は売買参加者が、卸売業者が他の者に卸売をした当日に支払わなければならない。

（卸売業者の届出事項）

**第49条** 卸売業者は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- （1）仲卸業者又は売買参加者が卸売を受けた物品の代金の支払を怠つたとき。
- （2）卸売業者が条例第50条第3項の規定により仲卸業者又は売買参加者の費用で卸売をした物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をしたとき。
- （3）仲卸業者又は売買参加者が条例第50条第3項の規定による卸売業者の保管に要した費用又は同条第4項に規定する差額の支払を怠つたとき。

（仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売）



**第50条** 条例第51条第1項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市場における入荷量が著しく多いため、又は市場に出荷された物品が仲卸業者及び売買参加者にとって品目若しくは品質が特殊であるため、残品を生ずるおそれがある場合
- (2) 仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合
- (3) 他の卸売市場の物品の入荷事情等からみて卸売業者からの卸売の方法以外の方法によつては当該他の卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合
- (4) 卸売業者が他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者から卸売を受ける者に対して卸売をする場合
- (5) 卸売業者が農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下この項において同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合
- (6) 卸売業者が食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合

2 条例第51条第2項の規定による報告は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売報告書（第37号様式）により行うものとする。

（市場外にある物品の卸売）

**第51条** 条例第52条の規定による報告は、市場外物品卸売報告書（第38号様式）により行うものとする。

（卸売業者以外の者からの買入れ）

**第52条** 条例第53条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる卸売業者から買い入れることが困難な物品を卸売業者以外の者から買い入れる場合とする。

- (1) 卸売業者の取扱品目の部類に属する物品であつて、通常取引において卸売をしていないも

の

(2) 卸売業者の取扱品目の部類に属する物品であつて、通常取引において卸売のみによつては、当該物品の買受けを制限することとなるもの

(3) 卸売業者の取扱品目の部類に属する物品であつて、市場外におけるその取引の状況からみて、卸売業者が卸売をすることが価格の面で当該物品の買受けを制限することとなるもの

2 条例第53条第2項の規定による報告は、卸売業者以外の者からの買入れ報告書（第39号様式）により行うものとする。

（委託者が不明な物品の処理）

**第53条** 卸売業者は、委託者の判明しない物品があるときは、直ちに委託者不明物品届出書（第40号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 市長は、前項の指示をしたときは、利害関係者の請求により、委託者の判明しない物品に関する証明書を交付する。

（販売原票の作成等）

**第54条** 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに当該卸売の売買取引をした書面（以下この条において「販売原票」という。）を作成しなければならない。

2 卸売業者は、販売原票に基づき売渡しについて記録した書面を作成し、仲卸業者又は売買参加者に交付しなければならない。

3 卸売業者は、第1項の規定により販売原票を作成したときは、その作成した日の属する年度から3年間これを保存しなければならない。

（売買取引条件の公表事項）

**第55条** 条例第56条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人が負担する費用の種類、内容及び額

(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(6) 奨励金等（卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。次条第7号アにおいて「省令」という。）第5条第6号に規定する奨励金等をいう。第59条第1項第4号において同じ。）を交付する場合にあつては、その種類、内容及び額並びにその交付の基準

(受託拒否の理由)

**第56条** 条例第57条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合
- (2) 販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等が市場において過去に全て残品となり販売に至らなかつた生鮮食料品等と品質が同程度であると市長が認める場合
- (3) 卸売場、倉庫その他の卸売業者が市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合
- (4) 販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があつた場合
- (5) 販売の委託の申込みが条例第56条の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合
- (6) 販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
- (7) 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合
  - ア 暴力団員等（省令第6条第7号イに規定する暴力団員等をいう。この号において同じ。）
  - イ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
  - ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(閲覧拒否の正当な理由)

**第57条** 条例第58条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
- (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

(仲卸業者による事業報告書)

**第58条** 条例第59条の事業報告書は、仲卸業者事業報告書（第41号様式）によるものとする。

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

**第59条** 条例第60条の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 主要な品目の産地及び卸売予定数量
- (2) 主要な品目の産地並びに卸売の数量及び価格

(3) 前月の委託手数料（条例第56条の規定により公表したものに限る。）の種類ごとの受領額

(4) 前月に奨励金等（条例第56条の規定により公表したものに限る。）を交付した場合にあつては、その種類及び額

2 前項第2号に掲げる事項の報告は、価格を高値、中値及び安値に区分して行わなければならない。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる事項の公表は、条例第44条に規定する売買取引の方法及び条例第51条第1項ただし書の規定による卸売ごとに区分して行わなければならない。

4 条例第60条の規則で定める時は、第1項第1号に掲げるものの公表にあつては第4条第1項に規定する相対取引に係る販売開始時刻の2時間前の時刻と、第1項第2号に掲げるものの公表にあつては同条第1項に規定する卸売のための販売終了時刻の2時間後の時刻と、第1項第3号及び第4号に掲げるものの公表にあつては卸売をした月の翌月20日とする。

## 第60条から第77条まで 削除

### 第4章 市場施設の使用

（施設の使用指定等）

**第78条** 条例第62条第1項の規定による指定及び同条第2項の規定による許可を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、市場施設使用指定・許可申請書（第70号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の市場施設使用指定・許可申請書の提出があつた場合において、同項の指定又は許可をしたときは、申請者に対し市場施設使用指定・許可書（第71号様式）を交付する。

3 市長は、必要があると認めるときは、条例第62条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可に係る位置、面積、使用期間その他の使用条件を変更することができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、市場施設の一部について、適当な管理者を定めて、その管理を委託することができる。

（使用期間）

**第79条** 市場施設の使用期間は2年とし、市長が必要と認めたときは、これを更新することができる。

（施設使用の保証金）

**第80条** 条例第62条第4項の保証金の額は、別表第2に定める市場使用料月額に110分の100を乗じて得た額の3倍とする。

2 第6条第2項から第5項までの規定は、前項の保証金について準用する。

（原状変更の承認申請）

**第81条** 使用者は、条例第64条第1項の規定にかかわらず、市場施設に建築、造作若しくは模様替を

加え、又は市場の施設の原状に変更を加えようとする場合は、市場施設の原状変更承認申請書（第72号様式）に設計図面、仕様書、費用見積書及び市長の必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市場施設に備付け以外の看板、装飾、広告物等を設けることは、市場施設の原状に変更を加えるものとみなす。

3 市長が必要と認めるときは、第1項の承認をした後であつても、当該申請者に対し指示をし、又は変更させ、若しくは除去を命ずることができる。

4 使用者は、承認又は指示等を受けたときは、工事竣工後遅滞なく市長に届け出て、その検査を受けた後でなければ使用することができない。

（工事施行及び賠償の免責）

**第82条** 市長は、市場運営上施設の改修を要すると認めるときは、いつでも工事を施行することができる。

2 前項の場合において、使用者に対しやむを得ない損害を与えることがあつても市長は、その賠償の責を負わない。

（施設の維持）

**第83条** 市長は、市場施設について使用者に対し、その使用状況、保健衛生及び災害予防について検査し、又は必要な措置を命じ、若しくは使用を制限することができる。

2 市長は、使用者が前項の命令又は制限に服さないときは、使用者に代つて執行することができる。この場合の費用は、使用者の負担とする。

（火災の予防）

**第84条** 使用者は、火気の使用及びその取扱いに十分注意するほか火災の予防について、常時必要な措置を講じておかななければならない。

（修繕費用の使用者負担）

**第85条** 使用者が、指定又は許可を受けた市場施設のうち点滅器、けい光灯、電球、扉の取手、ガラスその他構造上重要でない部分の修繕等に要する費用は、使用者の負担とする。

（施設の返還）

**第86条** 使用者が、条例第65条の規定により、市場施設を返還しようとするときは、市場施設返還届出書（第73号様式）を提出し、市長の指示を受けなければならない。

（損害賠償）

**第87条** 条例第65条の規定により、市場施設を返還すべき者が、指定期間内にこれを返還しないとき

は、その者は、返還期限の翌日から返還を完了する日までの使用料相当額（返還の遅延により市に損害が生じた場合には、その損害額を加算した額）を賠償しなければならない。

（使用料）

**第88条** 条例第68条第1項の規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

（使用料の計算方法）

**第89条** 条例第68条に規定する市場使用料（卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料のうち、それぞれ卸売金額又は販売金額に係る使用料、会議室使用料及び研修室使用料を除く。）で、1箇月に満たない使用又は月の中途において使用を開始した場合の使用料は、日割計算による。この場合における日割計算の方法は、前条の規定により算出した額を30で除した額に、その月において使用した日数を乗ずるものとする。

2 市場施設の使用面積の計算単位は、1平方メートルとし、1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算するものとする。

3 使用料に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（使用者の負担する費用）

**第90条** 条例第68条第2項に規定する、使用者が負担する市長の指定する費用は、次の各号に掲げる市場施設に係る電気、汚水処理、水道及び場内電話（以下「電気等」という。）の費用とする。

- （1）卸売業者売場
- （2）仲卸業者売場
- （3）買荷保管積込所
- （4）倉庫
- （5）冷蔵庫
- （6）金融機関建物
- （7）関連商品売場
- （8）バナナ加工所施設
- （9）関係業者事務所
- （10）その他市長が指定する施設

2 前項の費用の計算は、計器による。ただし、これによりがたいときは、市長の認定によることができる。

3 市長は、使用者がその使用に係る第1項の費用を滞納したときは、当該施設の電気等の使用を停止することができる。

(使用料の納期)

**第91条** 市場の使用料等の納付期限は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料のうち、面積割による使用料以外の使用料は、前月分を当月25日まで
- (2) 月額による使用料は、当月分を当月25日まで
- (3) 日額による使用料は、使用許可を受けたとき。
- (4) 条例第68条第2項の規定による使用者が負担する費用は、前月分を当月25日まで

2 市長は、特別の事情がある場合には、前各号の納期限を変更することができる。

(使用料の減免)

**第92条** 条例第69条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（第74号様式）を市長に提出しなければならない。

## 第5章 削除

**第93条** 削除

## 第6章 市場運営協議会

(会長及び副会長の選任)

**第94条** 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第95条** 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

**第96条** 協議会の庶務は、農林水産部卸売市場において処理する。

(委任)

**第97条** 前3条に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

## 第6章の2 市場取引委員会

(会長及び副会長の選任)

**第97条の2** 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第97条の3** 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他市場の取引に関係を有する者が審議すべき事項を示して会議の招集を要請したときは、会議を招集するものとする。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

**第97条の4** 委員会の庶務は、農林水産部卸売市場において処理する。

(委任)

**第97条の5** 前3条に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮つて定める。

## 第7章 雑則

**第98条** 削除

(卸売業者が販売することができない場合の措置)

**第99条** 卸売業者は、条例第74条第1項に規定する許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部若しくは一部を行うことができなくなつた場合は、遅滞なく未販売の受託物品について、その品名、数量、委託者その他受託に関する事項を市長に報告しなければならない。

2 条例第74条第1項の規定により、卸売の業務の代行を命ぜられた卸売業者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。同条第2項の規定により、市長が自ら卸売の業務を行う場合も、また、同様とする。

3 市長は、条例第74条第2項の規定により、自ら卸売の業務を行う場合は、条例第12条第1項の登録を受けたせり人を臨時に使用することができる。

(臨時の休業又は営業)

**第100条** 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者は、やむを得ない理由により、開場日に臨時に休業し、又は休日に臨時に営業しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。



2 前項の承認を受けようとする者は、その期日及び理由を記載した臨時休業、営業承認申請書（第76号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用人の届出等）

**第101条** 卸売業者は、仲卸業者及び関連事業者は、その業務に関して使用人（せり人を除く。）を雇用又は解雇したときは、使用人届出書（第77号様式）を市長に提出しなければならない。

（掲示事項）

**第102条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市場内に掲示するものとする。

- （1） 条例第4条第2項の規定により、休日に開場し、又は休日以外の日を開場しないとき。
- （2） 条例第5条第1項ただし書の規定により、開場の時間を臨時に変更したとき。
- （3） 卸売業者が休業し、又は廃業したとき。
- （4） 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の許可並びに売買参加者の承認をしたとき又はその資格を失ったとき若しくは業務の停止を命じたとき。
- （5） 卸売業者及び仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可をしたとき。
- （6） 卸売業者及び仲卸業者の業務の相続を認可したとき。
- （7） 条例第12条第3項、第13条第1項、第14条及び第15条第1項の規定により、せり人の登録又は登録の更新若しくは登録の取消し又は削除をしたとき。
- （8） 条例第41条及び第42条の規定により、売買を差し止め、物品の搬入又は所持を禁止し、若しくはその撤去を命じたとき。
- （9） 条例第43条第1項から第7項までの規定により処分をしたとき。
- （10） 条例第74条第2項及び第3項の規定により、市長において自ら卸売の業務を行うとき。
- （11） 市場に関する法令に変更があつたとき又は条例、規則及び要綱等を変更したとき。
- （12） 前各号のほか、市長において必要があると認めたとき。

（開場時刻等変更通知）

**第103条** 卸売業者は、前条第1号又は第2号の規定による掲示があつたときは、直ちにその旨を業務取扱上必要と認める者に通知しなければならない。

（入場の制限等）

**第104条** 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、その入場を制限し、又は退去を命ずるものとする。

- （1） 市場内において暴行、脅迫、その他不穏な行為により市場の秩序を乱す者
- （2） 市場内において他人の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある者

(3) 伝染性疾患のある者

(施設の清掃等)

**第105条** 使用者は、条例第78条の規定により、清掃並びに廃棄物の適切な処理及び消毒（以下「清掃等」という。）を行い、常に市場施設の清潔を保持しなければならない。

2 使用者は、常に物品、容器その他の物件を整理し、通路その他に放置してはならない。

3 使用者は、通路、排水路その他共通の使用場所及び設備で市長が指定するものについては、共同して清掃等を行わなければならない。

4 前項の使用者は、清掃等に関する責任者及び費用の負担方法等を定め、市長に届け出なければならない。

5 市長は、必要があると認めるときは、第1項の清掃等に関し、その区分及び費用の負担を指示することができる。

(委任)

**第106条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

#### 附 則 (昭和54年12月24日いわき市規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (昭和62年10月23日いわき市規則第39号)

この規則中、第1条の規定はいわき市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（昭和62年いわき市条例第36号）の施行の日から、第2条の規定は昭和63年11月2日から施行する。ただし、第1条中第6条第2項の改正規定、別表第2の改正規定及び別表第3の改正規定（条例別表第2(4)関係の項を除く。）は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成元年3月31日いわき市規則第17号)

この規則は、いわき市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成元年いわき市条例第37号）の施行の日から施行する。

#### 附 則 (平成5年3月29日いわき市規則第6号)

この規則は、いわき市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成5年いわき市条例第27号）の施行の日から施行する。

#### 附 則 (平成7年3月28日いわき市規則第10号)

この規則は、いわき市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成7年いわき市条例第17号）

の施行の日から施行する。

**附 則**（平成7年3月31日いわき市規則第28号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、所要の調整を行って引き続き使用することができる。

**附 則**（平成9年3月31日いわき市規則第17号）

この規則は、いわき市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成9年いわき市条例第39号）の施行の日から施行する。ただし、第80条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成12年3月31日いわき市規則第28号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成13年3月6日いわき市規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成13年6月29日いわき市規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年3月4日いわき市規則第3号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

**附 則**（平成17年3月31日いわき市規則第28号）

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第97条の4の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年3月9日いわき市規則第3号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後のいわき市中央卸売市場業務条例施行規則別表第3の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年6月28日いわき市規則第43号）

- 1 この規則は、いわき市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成18年いわき市条例第39号）の施行の日から施行する。
- 2 平成19年3月31日以前に始まる事業年度に係る仲卸業者事業報告書については、この規則による改正後のいわき市中央卸売市場業務条例施行規則第21号様式（第2 経理の状況 3 株主資本等変動計算書に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

**附 則**（平成20年3月31日いわき市規則第22号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年1月6日いわき市規則第1号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、いわき市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成21年いわき市条例第1号）の公布の日から施行する。
- 2 改正後の第72条の規定は、いわき市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例附則第2項の規定により、同項の届出を行う場合についても適用があるものとする。

**附 則**（平成24年12月27日いわき市規則第70号）

この規則は、いわき市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成24年いわき市条例第87号）の施行の日から施行する。ただし、第12条及び第7号様式の改正規定は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

**附 則**（平成25年12月26日いわき市規則第51号）

- 1 この規則は、いわき市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成25年いわき市条例第82号）の施行の日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の使用（会議室使用料及び研修室使用料にあっては、使用の許可。以下同じ。）に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年3月31日いわき市規則第12号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された帳票で残存するものについては、当分の間、所要の調整を行って引き続き使用することができる。

**附 則**（平成28年1月4日いわき市規則第1号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月31日いわき市規則第19号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年1月4日いわき市規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年7月8日いわき市規則第10号）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定（「（第88条関係）」

を「（第35条、第80条、第88条関係）」に改める部分に限る。）並びに第46号様式その2及び第55号様式その2の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の使用（会議室及び研修室にあっては、使用の許可。以下同じ。）に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（令和2年3月31日いわき市規則第23号）

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

**附 則**（令和3年8月12日いわき市規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

**別表第1**（第3条関係）

部類	品目
青果部	調理冷凍食品、鳥卵
水産物部	調理冷凍食品、冷凍ブロイラー

**別表第2**（第35条、第80条、第88条関係）

市場使用料

種別	金額
卸売業者市場使用料	卸売金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の1,000分の3（鳥卵にあつては、1,000分の1）に相当する額に100分の110を乗じて得た額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額106円
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が条例第53条第1項ただし書の規定により卸売業者以外の者から買入れた物品の金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の1,000分の3（鳥卵にあつては、1,000分の1）に相当する額に100分の110を乗じて得た額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額601円
買荷保管積込所使用料	1平方メートルにつき 月額 210円
駐車場使用料	自動車1台につき 月額 697円
倉庫使用料	1平方メートルにつき 月額 244円
冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき 月額 564円
金融機関建物使用料	1平方メートルにつき 月額 832円

関連商品売場	1階	1平方メートルにつき	月額	1,214円
使用料	2階	1平方メートルにつき	月額	755円
バナナ加工所施設使用料		建物機械一式	月額	509,438円
関係業者事務所使用料	卸売業者事務所及び仲卸業者事務所	1平方メートルにつき	月額	520円
	その他の団体事務所	1平方メートルにつき	月額	828円
会議室使用料	大会議室	1回（3時間以内）につき		1,320円
	小会議室	1回（3時間以内）につき		1,100円
研修室使用料		1回（3時間以内）につき		3,300円
空地使用料		1平方メートルにつき	月額	55円

卸売業務許可申請書

年 月 日

いわき市長 様

住 所  
名 称  
代表者氏名

ふりがな 名称及び代表者氏名		ふりがな 商 号		
所 在 地		取扱品目の部類 部		
資本金又は出資の額				
役員	役 職 名	氏 名	生年月日	住 所
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	



いわき市指令第 号

卸売業務許可証

商 号

名 称

代表者氏名

許可番号 第 号

いわき市中央卸売市場 部において卸売の業務を行うことを許可します。

年 月 日

いわき市長 印



誓約書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市中央卸売市場 部  
 名 称  
 氏 名（法人にあつては代表者の氏名）

- 1 関係法令、いわき市中央卸売市場業務条例及びいわき市中央卸売市場業務条例施行規則等並びにこれらに基づく指示に従い、誠実かつ公正に取引をいたします。
- 2 上記の法令等又は指示に違反したときは、相当の処分を受けても異議を申し立てません。

第1号様式の4（第6条の2関係）

卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市中央卸売市場 部卸売業者  
 譲渡人 名 称  
 代表者氏名  
 譲受人 住 所  
 名 称  
 代表者氏名

卸売業務の許可 許可番号 第 号 年 月 日許可	取扱品目の部類 部
譲渡し・譲受けの時期 年 月 日予定	
譲渡し・譲受けを必要とする理由	
譲渡し・譲受けの内容及び条件	

第1号様式の5 (第6条の2関係)

卸売業者の合併認可申請書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市中央卸売市場 部卸売業者  
名 称

代表者氏名

いわき市中央卸売市場 部卸売業者  
名 称

代表者氏名

合併する卸売業者名	許可番号 第 年 月 日 号 許可
合併する卸売業者名	許可番号 第 年 月 日 号 許可
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称	取扱品目の部類 部
合併の方法及び条件 年 月 日 合併予定	
合併を必要とする理由	

第1号様式の6 (第6条の2関係)

卸売業者の分割認可申請書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市中央卸売市場

部卸売業者

名称

代表者氏名

分割する 卸売業者	名 称	
	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人	名 称	
	代 表 者 氏 名	
	取 扱 品 目	
分割の方法及び条件		
分割予定年月日		年 月 日
分割を必要とする理由		

備考 分割の当事者が2以上ある場合には、それらの者は連署してください。

第1号様式の7（第6条の2関係）

<p>卸売業者の事業の譲渡し及び 譲受け認可書</p>	
	<p>いわき市指令第 号 年 月 日</p>
名 称 代表者氏名	
	<p>いわき市長 印</p>
<p>年 月 日付けで申請のあった卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けについては、いわき市中央卸売市場業務条例第11条の3第1項の規定により、認可します。</p>	

第1号様式の8（第6条の2関係）

<p>卸売業者の合併認可書</p>	
	<p>いわき市指令第 号 年 月 日</p>
名 称 代表者氏名	
	<p>いわき市長 印</p>
<p>年 月 日付けで申請のあった卸売業者の合併については、いわき市中央卸売市場業務条例第11条の3第2項の規定により、認可します。</p>	

卸売業者の分割認可書

いわき市指令第 号  
年 月 日

名称

代表者氏名

いわき市長 印

年 月 日付けで申請のあつた卸売業者の分割については、いわき市中央卸売市場業務条例第11条の3第2項の規定により、認可します。

第1号様式の10（第6条の3関係）

卸売業務相続認可申請書

年 月 日

いわき市長 様

住 所  
氏 名

被相続人	住 所		
	氏 名		
	死亡年月日		
相 続 人	住 所		
	氏 名（生年月日）		
	続柄		
年 月 日	相 続 開 始	引き続き営もうとする卸売業務に係る取扱品目の部類	部

第1号様式の11（第6条の3関係）

卸売業務相続認可書	
いわき市指令第 号 年 月 日	
住 所 氏 名	いわき市長 印
年 月 日付けで申請のあった卸売業務の相続については、いわき市中央卸売市場業務条例第11条の4第1項の規定により、認可します。	

せ り 人 登 録 申 請 書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市中央卸売市場 部卸売業者  
 名 称  
 代表者氏名

注意 太線の中だけ記入すること。

ふりがな 氏 名	生年月日	経験 年数	住 所	添付書類			
				1	2	3	4
-----	. .						
-----	. .						
-----	. .						
-----	. .						
-----	. .						
-----	. .						
-----	. .						
-----	. .						
-----	. .						
-----	. .						

添付書類 1 履歴書 2 住民票の写し又はこれに代わる書面 3 誓約書  
 4 写真2枚

第3号様式（第7条関係）

せ り 人 登 録 通 知 書

年 月 日

いわき市中央卸売市場 部卸売業者

名 称

代表者 様

いわき市長

印

年 月 日 申請書受付	登 録 番 号	氏 名	登 録 年 月 日	特 記 事 項
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	



（表 面）

91ミリメートル

写 真	せり人登録証		No. _____	
	氏 名			
	生年月日	年	月	日生
	登録年月日	年	月	日
	有効期限	年	月	日
	所属卸売 会社名			
	番 号	第		号

上記の者は、いわき市中央卸売市場 \_\_\_\_\_ 部のせり人として登録を受けていることを証します。

年 月 日

いわき市長 印

64ミリメートル

（裏 面）

（注 意）

- 1 せりに従事するときは、本証を必ず携帯し、提示を求められたときは、直ちにこれを提示すること。
- 2 関係法令を遵守すること。
- 3 職務を誠実、公正かつ迅速に遂行すること。
- 4 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を滅失し、又は損傷したときは、遅滞なく市長に届け出て再交付を受けること。
- 6 本証の記載事項に変更を生じたときは、卸売業者を経て直ちにあらたな記載を受けること。
- 7 登録の取消し若しくは消除を受けたとき又は有効期限が過ぎたときは、速やかにこの本証を返還すること。

第5号様式（第7条関係）

せり人記章



寸	法	直 径	60ミリメートル
		外 枠 幅	7ミリメートル
地	色	青 果 部	淡 黄
		水 産 物 部	淡 青
文字、数字及び 市 章 の 色		黒	

せり人登録更新申請書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市中央卸売市場 部卸売業者

名 称

代表者氏名

注意 この申請書は、2部提出すること。

ふりがな 氏 名	生年月日	住 所	登 録 日 年 月	登録番号
-----	. .			
-----	. .			
-----	. .			
-----	. .			
-----	. .			
-----	. .			
-----	. .			

年 月 日

上記の者は、せり人として登録の更新をしたので通知します。

いわき市長

印

第7号様式 削除

第8号様式 削除

第9号様式 削除

第10号様式 (第18条関係)

仲 卸 業 務 許 可 申 請 書

年 月 日

いわき市長 様

住 所

名 称

代表者氏名

ふりがな 名称及び代表者氏名		ふりがな 商 号		
所 在 地		取扱品目の部類 部		
資本金又は出資の額				
役員	役 職 名	氏 名	生年月日	住 所
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	



いわき市指令第 号

仲 卸 業 務 許 可 証

商 号

名 称

代表者氏名

許可番号 第 号

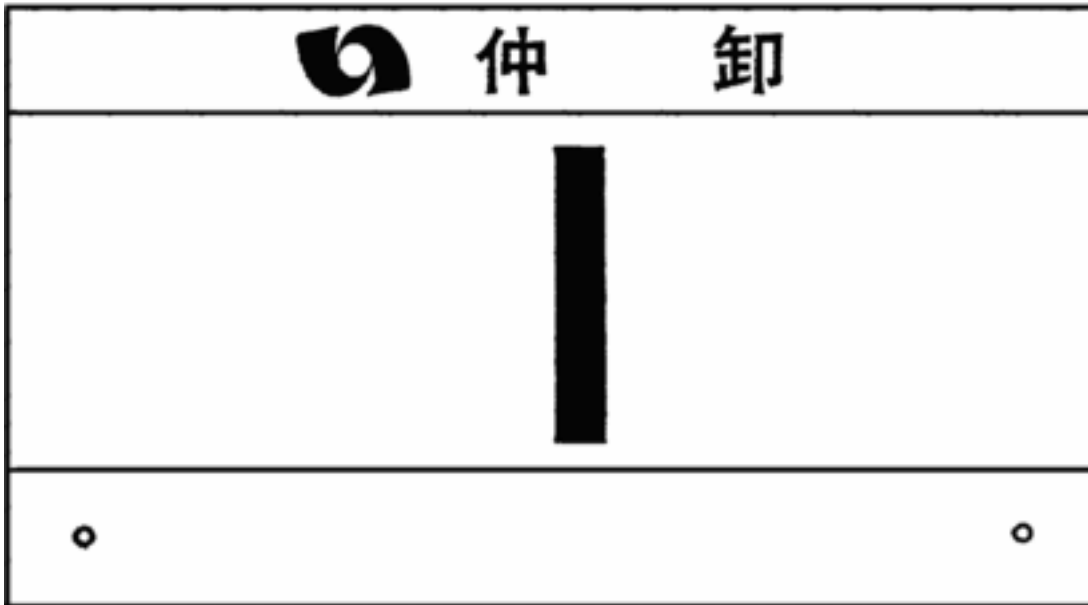
いわき市中央卸売市場 部において仲卸しの業務を行うことを許可します。

年 月 日

いわき市長 印

第12号様式（第21条関係）

仲 卸 業 者 章



寸 法 60ミリメートル×110ミリメートル

地 色 青果部 淡黄

水産物部 淡青

文字、数字及び  
市章の色 黒

仲卸補助者承認申請書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市中央卸売市場 部仲卸業者  
名 称  
代表者氏名

注意 この申請書は、2部提出すること。

ふりがな 氏 名	生年月日	住 所	勤続 年数	特記事項
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			

いわき市指令第 号

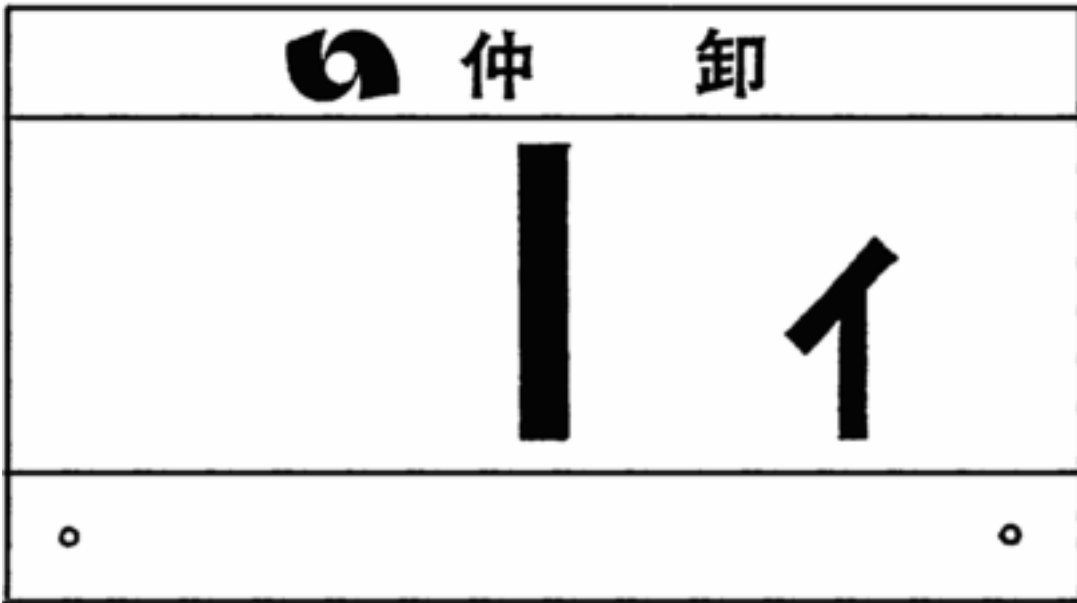
上記申請のとおり承認します。

年 月 日

いわき市長 印

第14号様式（第22条関係）

仲 卸 補 助 章



寸	法	60ミリメートル×110ミリメートル
地	色	青果部 淡黄
		水産物部 淡青
文字、数字及び		黒
市章の色		



第15号様式（第23条関係）

仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市中央卸売市場 部仲卸業者

譲渡人 名 称

代表者氏名

譲受人 住 所

名 称

代表者氏名

仲卸業務の許可 許可番号 第 号 年 月 日許可	取扱品目の部類
譲渡し・譲受けの時期 年 月 日予定	
譲渡し・譲受けを必要とする理由	
譲渡し・譲受けの内容及び条件	



仲卸業者の分割認可申請書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市中央卸売市場

部仲卸業者

名称

代表者氏名

分割する 仲卸業者	名 称	
	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
分割により中央卸売市場における仲卸しの業務を承継する法人	名 称	
	代 表 者 氏 名	
	取 扱 品 目	
分割の方法及び条件		
分割予定年月日		年 月 日
分割を必要とする理由		

備考 分割の当事者が2以上ある場合には、それらの者は連署してください。

第17号様式（第23条関係）

仲卸業者の事業の譲渡し及び  
譲受け認可書

いわき市指令第 号  
年 月 日

名 称  
代表者氏名

いわき市長 印

年 月 日付けで申請のあった仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けについては、いわき市中央卸売市場業務条例第22条において準用する同条例第11条の3第1項の規定により、認可します。

第18号様式（第23条関係）

仲卸業者の合併認可書

いわき市指令第 号  
年 月 日

名 称  
代表者氏名

いわき市長 印

年 月 日付けで申請のあった仲卸業者の合併については、いわき市中央卸売市場業務条例第22条において準用する同条例第11条の3第2項の規定により、認可します。

仲卸業者の分割認可書

いわき市指令第 号

年 月 日

名称

代表者氏名

いわき市長

印

年 月 日付けで申請のあった仲卸業者の分割については、いわき市中央卸売市場業務条例第22条において準用する同条例第11条の3第2項の規定により、認可します。

第19号様式（第24条関係）

仲卸業務相続認可申請書

年 月 日

いわき市長 様

住 所  
氏 名

被相続人	住 所	
	氏 名	
	死亡年月日	
相 続 人	住 所	
	氏 名（生年月日）	
	続柄	
年 月 日	相 続 開 始	引き続き営もうとする仲卸業務に係る 取扱品目の部類

第20号様式（第24条関係）

仲卸業務相続認可書	
いわき市指令第 号 年 月 日	
住 所 氏 名	いわき市長 印
<p>年 月 日付けで申請のあった仲卸業務の相続については、いわき市中央卸売市場業務条例第22条において準用する同条例第11条の4第1項の規定により、認可します。</p>	

第21号様式及び第22号様式 削除

第23号様式（第28条関係）

### 売 買 参 加 者 承 認 申 請 書

年 月 日

いわき市長 様

所在地 電話（ ） .....

商 号  
又は屋号  
名 称

氏 名 (法人にあつては)  
代表者の氏名


取扱品目の部類（該当する□にレを入れること。） <input type="checkbox"/> 青 果 部 <input type="checkbox"/> 水 産 物 部	
資本金又は出資の額（申請者が個人であると きは記入しないこと。）	食品衛生法に基づく許可番号  第 号 年 月 日許可

常時売買に参加する者は下記の欄に記入すること。

氏 名  年 月 日生	役職名又は申請者との続柄
住 所	

注意 支店で申請するときは、氏名又は名称の欄にその支店名及び支店長名を記入すること。

第24号様式（第29条関係）



いわき市指令第 号

売 買 参 加 者 承 認 証

名 称  
代表者氏名  
承認番号 第 号  
いわき市中央卸売市場 部の売買参加者として承認します。  
年 月 日

いわき市長 印

第25号様式（第29条関係）

売 買 参 加 章



売買参加者

123

。 。

寸 法 60ミリメートル×110ミリメートル  
地 色 青果部 淡黄  
水産物部 淡青  
文字、数字及び 黒  
市章の色



売買参加補助者承認申請書

年 月 日

いわき市長 様

所在地  
商号又は屋号 電話（ ） .....  
名 称  
氏 名（法人にあつては）  
代表者の氏名

注意 支店で申請するときは、氏名又は名称の欄にその支店名及び支店長名を記入すること。

取扱品目の部類（該当する□に✓を入れること。）			
□青 果 部		□水 産 物 部	
氏 名	生年月日	住 所	役職名又は申請者との続柄
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		

第27号様式（第30条関係）

売 買 参 加 補 助 章



寸	法	60ミリメートル×110ミリメートル
地	色	青果部 淡黄 水産物部 淡青
文字、数字及び 市章の色		黒

関 連 事 業 者 許 可 申 請 書

年 月 日

いわき市長 様

住 所  
 名 称  
 氏 名（法人にあつては代表者の氏名）

注意 申請者が個人であるときは、資本金又は出資の額の欄及び役員欄は記入しないこと。

氏名及び名称		事業の種類及びその内容		
所在地		資本金又は出資の額 円		
役 員	役職名	氏名	生年月日	住所
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	



いわき市指令第 号

関連事業者業務許可証

名 称

代表者氏名

許可番号 第 号

いわき市中央卸売市場において関連事業者の業務を営むことを次の指定をして許可します。

- 1 事業の種類 第 種関連事業
- 2 事業の内容

年 月 日

いわき市長

印

卸売予定数量等報告書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市中央卸売市場 部卸売業者  
 名 称  
 代表者氏名

主要品名	売買取引等の方法等	主要産地	入荷予定数	左のうち本日上場する数量(A)	貯蔵品中本日上場する数量(B)	卸売予定数量合計(A)+(B)
	せり					
	相対					
	せり					
	相対					
	せり					
	相対					
	せり					
	相対					
	せり					
	相対					
	せり					
	相対					
総卸売予定数量						
	第三者販売計					
	商物分離計					
	第三者販売計					
	商物分離計					

主要品目卸売価格報告書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市中央卸売市場 部卸売業者  
 名 称  
 代表者氏名

主要品名	売 買 取 引 の 方 法 等	主 要 産 地	数 量	単 位	卸 売 価 格		
					高 値 円	中 値 円	安 値 円
	せ り						
	相 対						
	せ り						
	相 対						
	せ り						
	相 対						
	せ り						
	相 対						
	せ り						
	相 対						
	せ り						
	相 対						
	第三者販売計						
	商物分離計						
	第三者販売計						
	商物分離計						

（表 面）

91ミリメートル	
第 号	
立 入 検 査 員 証	
所属	いわき市中央卸売市場
職名	
氏名	
	年 月 日生
年 月 日発行	
いわき市長	印
	64ミリ メートル

（裏 面）

（注 意）

- 1 本証は、いわき市中央卸売市場業務条例第39条第1項の規定により立入検査をするときは、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 本証は、立入検査員の指定を解かれたときは、直ちに返還しなければならない。
- 4 本証には、犯罪捜査のための権限は認められていない。

第33号様式（第42条関係）

販売開始時刻前の卸売許可申請書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市中央卸売市場 部卸売業者  
 名 称  
 代表者氏名

注意 この申請書は、2部提出すること。

品 名	産 地	出 荷 者 名	規 格 等 級	入荷見込数量	申請数量	卸売の相手方	販売期日	理 由

いわき市指令第 号

上記申請のとおり許可します。

年 月 日

いわき市長 印



受託物品異状確認申請書

年 月 日

いわき市長 様

名 称  
代表者氏名

委 託 者	住 所 及 び 所 在 地			
	氏 名 又 は 名 称			
申 請 場 所				
立 会 人 職 氏 名				
品 名	総入荷量	規格・等級・荷姿	到着日時 年 月 日 時 分	
取引区分等	<input type="checkbox"/> せり取引 <input type="checkbox"/> 相対取引 <input type="checkbox"/> 市場外取引 <input type="checkbox"/> 取引以前			
内容の相違等の数量				
内容の相違等の原因				
内容の相違等の程度				
備 考				

受託物品異状確認証

いわき市指令第 号  
年 月 日

様

いわき市長 印

委託者	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
申請場所				
立会人職氏名				
品名	総入荷量	規格・等級・荷姿	到着日時 年 月 日 時 分	
取引区分等	<input type="checkbox"/> せり取引 <input type="checkbox"/> 相対取引 <input type="checkbox"/> 市場外取引 <input type="checkbox"/> 取引以前			
内容の相違等の数量				
内容の相違等の原因と認められる事項				
内容の相違等の程度				
備考				
検査員確認日時及び氏名 年 月 日 時 分				

（表 面）

91ミリメートル

64ミリメートル

第 号	
物 品 検 査 員 証	
所 属	いわき市中央卸売市場
職 名	
氏 名	
	年 月 日生
年 月 日	
いわき市長	印

（裏 面）

（注意）

- 1 本証は、いわき市中央卸売市場業務条例第49条第1項及び第2項の規定による異状物品等の確認にあたる時は、必ず携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 本証は、物品検査員の指定を解かれたときは、直ちに返還しなければならない。

第37号様式 (第50条関係)

仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売報告書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市中央卸売市場 部卸売業者  
 名 称  
 代表者氏名

注意 口のある欄は、該当する箇所に印を付けてください。

								年	月分
区	分	品名	産地	出荷者名	規格等級	入荷数量	卸売数量	卸売の相手方	
口 第 50 条 第 1 項 第 1 号	口 第 50 条 第 1 項 第 2 号								
	口 第 50 条 第 1 項 第 3 号								
	口 第 50 条 第 1 項 第 4 号								
	口 第 50 条 第 1 項 第 5 号								
	口 第 50 条 第 1 項 第 6 号								

市場外物品卸売報告書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市中央卸売市場 部卸売業者  
名 称  
代表者氏名

物品の所在地		
卸 売 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
物品の品目及び数量	品 目	数 量
特 記 事 項		

第39号様式（第52条関係）

卸売業者以外の者からの買入れ報告書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市中央卸売市場 部 卸売業者  
 名 称  
 代表者氏名

注意 □のある欄は、該当する箇所に☑印を付けてください。

							年 月分
区 分	品 名	産 地	買入れの相手方	買入れ金額	販売数量	販売金額	販 売 の 相 手 方
<input type="checkbox"/> 第52条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第52条第1項第2号 <input type="checkbox"/> 第52条第1項第3号							

第40号様式（第53条関係）

委託者不明物品届出書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市中央卸売市場 部 卸売業者  
 名 称  
 代表者氏名

品 名		数量	発見場所
産 地	荷 印	規格・等級	荷 姿
その他			発見者職氏名

第41号様式（第58条関係）

仲卸業者事業報告書（ 年 月 日から  
年 月 日まで）

年 月 日提出

いわき市長 様

いわき市中央卸売市場 部仲卸業者  
名 称  
代表者氏名

第1 業務の状況

1 事業の概要

（記載上の注意）仲卸業務に係る売上高及び経営収支の概要を記載すること。

2 総会及び取締役会等の決議事項等

開催年月日	決議事項等

3 内部組織に関する事項

(1) 事業運営組織（組織図及び説明）

(2) 役員及び持株数又は出資口数

役名及び職名	氏名 (生年月日及び住所)	略歴	持株数又は出資口数

(3) 役員及び従業員の状況

区	分	人数	平均年齢	平均勤続年数
役員	常勤	人	歳	年
	非常勤			
	小計			
従業員	営業関係			
	事務関係			
	小計			
合計				
臨時職員年間平均雇用人数				

4 仲卸業務の状況

(1) 仕入先別金額

卸売業者 千円  
直荷引き 千円

合 計

千円

(2) 販売先別金額

(単位：千円)

	一般小売店	大規模小売店	そ の 他	計
開設区域内				
開設区域外				
合 計				

(3) 代金の回収状況

(単位：日)

	一般小売店	大規模小売店	そ の 他	計
平均回収日数				

第2 経理の状況

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 株主資本等変動計算書
- 4 貸借対照表及び損益計算書の内訳



第42号様式から第69号様式まで 削除

第70号様式（第78条関係）

市場施設使用指定・許可申請書

年 月 日

いわき市長 様

住 所

名 称

電話 ( ) .....

氏 名 (法人にあつては代表者の氏名)

申請区分 (該当する□に☑を入れること。)	
<input type="checkbox"/> 指 定 <input type="checkbox"/> 許 可	
使用施設の種別	使用目的
使用面積等	使用期間 年 月 日 午前 時から 日間 午後 時まで 使用 時間
特記事項	年 月 日 午前 時まで 午後

市場施設使用指定・許可書

いわき市指令第 号  
年 月 日

様

いわき市長 印

		許可番号 第 号	
施設の種別	位置 別紙位置図		
	面積等		
期間	年 月 日	午前 時から 午後	使用料  円
	年 月 日	午前 時まで 午後	
条件			

第72号様式（第81条関係）

市場施設の原状変更承認申請書

年 月 日

いわき市長 様

住 所  
 名 称  
 氏 名（法人にあつては代表者の氏名）

注意 この申請書は、2部提出すること。

原状変更 の 内 容	施設の種類	位置
	面積 <span style="float: right;">㎡</span>	原状変更の理由
	内容	
工事期間		
年 月 日から		年 月 日使用開始予定
年 月 日まで		

いわき市指令 第 号

上記申請のとおり承認します。

年 月 日

いわき市長 印

第73号様式（第86条関係）

市場施設返還届出書

年 月 日

いわき市長 様

住 所  
 名 称  
 氏 名（法人にあつては代表者の氏名）

返還する施設名	面積 <span style="float: right;">㎡</span>
	年 月 日返還
返還する施設の現状	原状回復に要する期間
返還理由	

使用料減免申請書

年 月 日

いわき市長 様

住 所

名 称

氏 名（法人にあつては代表者の氏名）

注意 太線の中だけ記入し、2部提出すること。

使用料の種類	減免を受けようとする施設の面積 m <sup>2</sup>
減免の期日 年 月 日 午前 時から 午後 年 月 日 午前 時まで 午後	減免を受けようとする理由
納付すべき使用料 円	減免の金額 円

いわき市指令 第 号

上記のとおり減免します。

年 月 日

いわき市長

印

第75号様式 削除

第76号様式 (第100条関係)

臨時休業・営業承認申請書

年 月 日

いわき市長 様

住 所

名 称

氏 名 (法人にあつては代表者の氏名)

注意 この申請書は、2部提出すること。

申請区分 (該当する□に✓を入れること。)	
<input type="checkbox"/> 休 業 <input type="checkbox"/> 営 業	
期間	理由
年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)	

いわき市指令 第 号

上記申請のとおり承認します。

年 月 日

いわき市長

印

第77号様式（第101条関係）

使用人届出書

年 月 日

いわき市長 様

住所  
名称  
氏名（法人にあつては代表者の氏名）

注意 該当するものを○で囲むこと。

区 分	職 種	ふりがな 氏 名	生 年 月 日	住 所	雇用又は解雇 年 月 日	特 記 事 項
雇 用		.....	. .		. .	
解 雇		.....	. .		. .	
雇 用		.....	. .		. .	
解 雇		.....	. .		. .	
雇 用		.....	. .		. .	
解 雇		.....	. .		. .	
雇 用		.....	. .		. .	
解 雇		.....	. .		. .	